

令和5年 第5回須賀川市農業委員会総会議事録

令和5年5回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和5年5月9日（火）
- 2 招集通知日 令和5年5月9日（火）
- 3 招集日時 令和5年5月22日（月）午後3時
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 19名
- 7 欠席農業委員 0名
- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 9名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	稲田	大河原一英	小塩江	塩田 静生	小塩江	相楽 利晴
大東	関根 隆二	大東	関根 久之	長沼	池田多可志	岩瀬	齊藤 正人
岩瀬	渡邊 聖一						

- 9 欠席農地利用最適化推進委員 0名
- 10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	岡田 充生
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	有我 宏和
	主 査	武内 義則
経済環境部農政課	主 事	増田 啓介

11 議 案

議案第 20 号 農用地利用集積計画について

議案第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 23 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 24 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 16 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 17 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

12 その他

13 開 会 (午後 3 時 0 0 分)

14 挨 拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 13 番 鈴木光重 農業委員と 15 番 熊谷聡 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 4 時 0 7 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和5年5月23日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別紙> 審議内容

令和5年 第5回総会

令和5年5月22日(月)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第20号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議長 只今、説明がありました第59号から第70号について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第20号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第20号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

(受理番号第22号から第35号までは、申請者死亡により審査対象外となった。)

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第21号については、譲受人が齊藤推進委員と同じ世帯であることから、村上農業委員に説明を求めます。

村上農業委員 受理番号第21号について説明申し上げます。

17日に齊藤推進委員と共に聞き取りしてきました。

譲渡人はここ数年、病弱になり、近隣の農家に耕作を委託しており、今後とも営農する予定がないことから、親戚である譲受人に農地の売買の意向を示したところ、譲受人は後継者として農業に従事していることから規模拡大のため購入することになりました。

尚、購入金額は両者の協議の上決定しており、許可上、特に問題はないと

思われますので、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 長 受理番号第 36 号について、村上推進委員にお願いします。

村上推進委員 受理番号第 36 号について説明申し上げます。

5 月 14 日、秋山委員と 2 人で現地調査をいたしました。譲渡人個人名義の農地を同人が代表者である会社を譲受人とし、経営の安定化を図りたいとの考えから本申請が出されたものであります。農業経営を少しでも安定させたい思いからの申請となりますので、特に問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 受理番号第 37 号について、大河原推進委員にお願いします。

大河原推進委員 受理番号第 37 号について説明申し上げます。

5 月 21 日に調査してまいりました。両者は親戚関係であり、申請地も、ここ数年、譲受人が耕作しており、譲渡人も高齢で後継者も居ないため、今後、農地の維持管理が難しいということで、売買の話に至ったそうです。

両者協議の上決めた金額であり、問題がないと思います。皆さんの審議よろしく申し上げます。

議長 長 受理番号第 38 号について、関根推進委員にお願いします。

関根推進委員 受理番号第 38 号について説明申し上げます。

譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人が高齢となったことから、今後は譲受人が譲渡人の指導を受けながら農業を行うこととなったものであり、農地利用上特に問題はないと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 受理番号第 39 号について、渡邊推進委員にお願いします。

渡邊推進委員 受理番号第 39 号について説明申し上げます。

5 月 15 日に矢吹農業委員と内容確認を行いました。

譲渡人と譲受人は同一集落で農業を営んでおり、譲受人は、対象地の近くに耕作地を有しています。また、譲渡人は高齢であり後継者もなく、譲受人の耕作能力、育苗環境等を考慮し、今回の賃借権設定になりました。

今回は両者の話し合いで同意してもので、許可上、特に問題はないものと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 受理番号第 40 号、池田推進委員。

池田推進委員 受理番号第 40 号について説明申し上げます。

5月21日に横川委員と話を聞きました。譲渡人は現在、郡山市に住んでおり、畑の除草管理ができなくなり、畑を少し荒らしていたところ、譲受人の農地に隣接しているため、売買の話になったそうです。価格についてはお互いの話で決定したもので、特に問題はないかと思われませんが、委員の皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 受理番号第41号、関根推進委員をお願いします。

関根推進委員 受理番号第41号の案件について説明申します。

20日に関根農業員と譲渡人から話を伺ったところ、譲渡人の夫が亡くなったため、近所の知人に離農の話をしたところ、知人が譲受人との話をまとめたもので、金額は両者の同意で決まり、問題はないと思われます。農業委員の皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

議長 受理番号第42号、齊藤推進委員。

齊藤推進委員 受理番号第42号について説明申し上げます。

5月17日、村上農業委員と共に譲受人と現地調査を行ってまいりました。

30年ぐらい前の基盤整備当時、何れも故人である譲受人の父と譲渡人の父が農地を集約するために農地を交換しておりましたが、申請地については、未登記となっていたもので、今回は、所有権を明確にするための申請であります。

申請地は譲受人の農地が隣接しており、もう何十年も耕作しております。

許可上特段問題はないと思われますが、委員皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願ひます。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第21「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定につ

いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第6号を塩田推進委員お願いいたします。

塩田推進委員 受理番号第6号について説明申し上げます。

5月19日安藤委員、吉田委員と私で譲受人と譲渡人を訪問し確認しました。両者の関係は隣同士ということで、譲受人の宅地が狭く、自家用車の所有台数に対して駐車スペースが確保できないということで、今回の申請が行われました。当該土地は、譲渡人の母が自家用野菜を栽培していましたが、高齢のため手放しても良いということで、今回の売買ということになりました。売買価格については、両者の話し合いに同意したものであり、許可上、特に問題はないと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第7号を村上推進委員お願いします。

村上推進委員 受理番号第7号を説明申し上げます。

5月14日、秋山委員、鈴木委員と3人で現地調査をいたしました。

譲受人は現在、申請地の真向かいで店舗を経営しておりますが、借地の再契約が難しい状況になり、新しい土地を探していたところ、条件に合ったこの申請地を借りたいとの考えから譲渡人に相談し、話がまとまったため本申請が出されたものであります。申請地は国道118号に面しており、隣は宅地となりますので、農地の集団性を阻害するものではなく、フェンスなどの外構工事を適切に行うとのことなので付近の農地に与える影響はないものと考えられます。また、価格につきましては、お互いの話し合いで決定されたもので、妥当と思われ許可上特に問題はないと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 受理番号第8号を相楽推進委員お願いいたします。

相楽推進委員 受理番号第8号を説明申し上げます。

5月15日に安藤委員、吉田委員と私とで現地で調査・確認しました。申請地は休耕地であり、太陽光発電施設を設置するため、売買の申請が出されたものであります。農地の集団性を阻害するものではなく、雑草の駆除については除草剤を使用せず、草刈作業を行うため農地に与える影響はないもの

と考えます。また、価格についてはお互いの話し合いで決定したもので、適正と思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 9 号を塩田推進委員お願いいたします。

塩田推進委員 受理番号第 9 号を説明申し上げます。

本申請地は、先程の第 8 号の案件と同じ譲受人であり、同日に安藤委員、吉田委員とで現地を確認して来ました。

内容についても全く同じで太陽光発電施設を設置するための申請となります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 10 号を関根推進委員。

関根推進委員 受理番号第 10 号を説明します。

20 日に関根農業委員と熊谷農業委員と私の 3 人で譲渡人から話を伺ったところによると、本件の土地は長年畑だったところが、荒れて手つかずの状態で何とかしたいと思っていたところ、譲受人との間で太陽光発電の話が持ち上がり、この申請になったということです。草刈りは除草剤を使わず機械を使用するという事なので、周辺に影響を与えることは少ないと思われます。農業委員の皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 11 号と第 12 号を相楽推進委員お願いいたします。

相楽推進委員 受理番号 11 号と第 12 号を説明申し上げます。

5 月 13 日に安藤委員、吉田委員と私とで現地で調査・確認しました。

何れも他の案件と譲受人が同一で太陽光発電を設置するために売買契約となりました。

価格についてはお互いの話し合いで決定したもので、妥当と思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適

否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 23 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号 4 号大河原推進委員よろしくお願いいたします。

大河原推進委員 受理番号第 4 号についてご説明申し上げます。

4 月 25 日に深谷農業委員、事務局と私で現地調査をしてまいりました。

資料にある申請内容で相違ないことを確認してきました。

委員の皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 23 号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 23 号「現況確認証明申請の適否決定について」議決し許可することといたします。

次に議案第 24 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 24 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 24 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」議決し、決定することといたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

- 報告第 15 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 5 件です。
- 報告第 16 号「農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。
- 報告第 17 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

- 事 務 局
- 営農型太陽光発電の転用面積算定について、有我係長が説明した。
 - 最適化活動の取りまとめ方法について、早尾係長が説明した。
 - 令和 6 年度税制改正への意見、農政への要望について、早尾係長が説明した。
 - 農業者年金の現況届について、早尾係長が説明した。

議 長 他になければ、これにて令和 5 年第 5 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。